

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

観光を核とした雇用創出と地域活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

土浦市

3 地域再生計画の区域

土浦市の全域

4 地域再生計画の目標

本市はこれまで、県南の商業の中心都市として発展してきたが、近年は、ほかの地方都市と同様に人口減少、高齢化、商店街等の活力の低下が顕著となっており、人口については、横ばい又は緩やかに減少し続け、新治村との合併時である平成 18 年の 143,203 人が平成 28 年（平成 28 年 5 月 1 日時点）では 140,740 人となり、総合計画での目標人口 145,000 人（平成 29 年）に遠く及ばない状況となっている。また、高齢化については、平成 12 年度の高齢化率 15.6%に対し、平成 17 年度 18.5%、平成 28 年度 26.6%と急激に進んでいる。

このような状況を打開するためには、ブランド力を磨き、ほかの市町村との差別化を図ることが重要であることから、本市では、シティプロモーション事業を総合計画及び総合戦略に位置付け、本市の魅力を戦略的に発信し、イメージアップを図っているところである。

本市には、日本で 2 番目の湖面積を誇る霞ヶ浦や筑波山系里山等の自然、日本一の生産量を誇るレンコンや日本有数の生産量を誇るグラジオラス等の農産物、霞ヶ浦の水産物、さらには、日本三大花火大会の一つである土浦全国花火競技大会や全国から出店者が集まるカレーフェスティバル等の観光イベントなど、多種多様な地域資源がある。特に、本市のプロモーションにおいては、最大の観光資源である「土浦の花火」は欠かせない。

しかしながら、土浦全国花火競技大会は、毎年約 70 万人が来場し、多くの費用、多くの労力を注入し、盛大に開催しているにも関わらず、一日限りの事業であり、一過性な賑わい創出と言っても過言ではなく、継続的なまちづくりに寄与しているとは言い難い状況にある。

そこで、「花火大会」を中心としたエリアマネジメントに取り組み、各種観光事業を展開することで本市のブランディングを進め、地域活性化並びに交流人口及び居住人口の増加を目指すものである。

【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
花火大会観覧者数	760,000 人	770,000 人	800,000 人
観光客動態調査数	1,580,000 人	1,600,000 人	1,660,000 人

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

土浦全国花火競技大会を継続的な観光事業又はまちづくりに貢献できるよう計画を策定する。計画では、海外向けツアーや日本三大花火大会（土浦・大曲・長岡）が連携したグッズの検討、インバウンドへの対応等、花火を中心に様々な角度から活用法の検討を行い、単独及び連携により、計画に基づく国内・海外プロモーションを推進する。

また、例年 10 月第 1 土曜日に開催している土浦全国花火競技大会とは異なる時期に新たな花火大会を開催し、「土浦の花火」のブランド力を高める。

さらに、花火を題材としたプロジェクションマッピング及びイルミネーションにより、土浦駅前及び霞ヶ浦総合公園においても花火のまちとしての魅力を創出し、まちなかのにぎわいと中心市街地の活性化を図る。

5-2 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

土浦市

2 事業の名称及び内容：花火を活かしたまちづくり戦略事業

本事業は、本市最大の観光資源である土浦全国花火競技大会を活かしたまちづくりの方策について、エリアマネジメントの考え方も踏まえながら「花火を活かした観光プロモーション事業計画」を策定し、新たな花火の魅力やインバウンド戦略を取り込み、まちの活性化を図るもの。

また、本事業では、日本一の花火大会である本大会を世界にアピールし、東京圏からの近接性及び茨城空港からのアクセス性を活かし、外国人観光客を積極的に呼び込むことで、世界レベルでの知名度の向上を図り、本市のブランド力や「地域の稼ぐ力」の向上を目指す。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

事業実施に当たっては、行政・民間事業者・警察・運送事業者等のまちづくりに関わる様々な主体が連携し、それぞれの責任において事業を担当するものとし、民間事業者は、花火を活かした事業の採算性の確保、販路の開拓等、金融機関は、

創業や将来的な事業拡大の助言、資金援助、経営指導等を行う。

【地域間連携】

土浦・大曲・長岡は、日本三大花火大会と言われているにもかかわらず、現在まで事業等の連携は図られていない。本事業をきっかけとして新たな連携体制を構築することで、継続的な交流を行い、日本花火のレベルアップに貢献するとともに、日本のイメージ向上、さらには本市のブランド力向上を図る。

また、茨城空港において、県主催の各種イベントとの同時開催などによりキャンペーンを実施するほか、広域的な観光ツアーの企画、近隣市町村の宿泊施設との連携により、広域的な活性化を図る。

【政策間連携】

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた「まちなか元気市」事業等と連携するほか、花火グッズ販売の創業者には「土浦市中心市街地開業支援事業補助金」制度や「中小企業のための融資制度」による開店支援を行う。また、花火を活かした事業を基本に宿泊業、飲食業の連携を図り、昼でも夜でも楽しめるまちづくりを推進することで、本市の活性化を図る。さらに、本市のブランド力向上に伴う中心市街地への居住希望者には、「まちなか定住促進事業」による支援を行い、中心市街地の居住人口増加を図る。

花火のまちづくりを推進する市民団体・ボランティア団体・NPO法人に対しては、「まちづくりファンド事業」を活用し自主的な活動を支援する。

【自立性】

事業の推進に当たっては、花火グッズ等の売上金、願い事花火等の参加料、個人や企業からの寄附金・協賛金など、様々な手段により事業の拡大に必要な自主財源の確保に取り組む。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
花火大会観覧者数	760,000 人	770,000 人	800,000 人
観光客動態調査数	1,580,000 人	1,600,000 人	1,660,000 人

5 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月に KPI の達成状況をまとめ、様々な分野の方々から意見を聴取して検証を行い、必要に応じて事業内容等の見直しや改善を行う。検証結果はホームページ等で公表する。

6 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費

① 法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

- ・総事業費 43,000 千円（うち非公共ハード事業 0 千円）

上記事業費総額 43,000 千円のうち、1/2 の事業費に対して本交付金を充てる。

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3ヵ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) ウィンターフェスティバル事業

事業概要：土浦駅西口ペDESTリアンデッキ、うらら広場等において、イルミネーション等の装飾を施す。

実施主体：ウィンターフェスティバル実行委員会

事業期間：11月下旬から2月中旬

(2) 霞ヶ浦観光にぎわい事業

事業概要：霞ヶ浦総合公園において、オランダ型風車を中心にイルミネーション等の装飾を施す。

実施主体：光がつくる“Art”水郷桜イルミネーション推進委員会

事業期間：11月下旬から2月末

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議において検証し、必要に応じて事業内容等の見直しや改善を行う。

また、市議会常任委員会における予算・決算説明時に事業内容・進捗状況等について説明を行い、議決を経る。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度、3月にKPIの達成状況をまとめ、事業内容及び効果等について評価を行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

市ホームページ等で毎年度公表する。